

平成31年1月15日

事業主様

兵庫県建築健康保険組合

**60歳以上の嘱託として再雇用された健康保険被保険者に係る
被扶養者届の取扱いの変更について（お知らせ）**

平素は、当健康保険組合の事業運営について、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いに係る事務について、平成29年4月から、被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出していただくとともに、被扶養者を有する被保険者について、被扶養者届の提出を不要とし、新たに、被保険者証（被保険者分・被扶養者分）を添付していただくこととしたこと、月変の処理を廃止し、日本年金機構と同様に、同日の喪失・取得の処理を行い、被保険者証の番号を変更することとしたところです。

つきましては、扶養者資格の一層の適正化を図るために、平成31年3月1日提出分から、嘱託として再雇用された被保険者が、被扶養者を有する場合は、被扶養者届（添付書類が必要な場合は、添付すること。国民年金第3号被保険者関係届の提出は不要であること。）の提出を要することとしますので、取扱いの変更を重ねることにより、何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

変更後の届出必要書類については、裏面をご覧ください。

平成31年3月1日からの

60歳以上の退職後継続再雇用届出必要書類

喪失届

- ・ 就業規則、又は退職辞令の写し
(退職日の確認ができるものに限る)
を添付

証

- ・ 健康保険証
- ・ 高齢受給者証
- ・ 限度額適用認定証

被保険者
被扶養者
全員分添付

取得届

- ・ 雇用契約書の写し
(継続して再雇用されたことが分かる
ものに限る)を添付

被扶養者 異動届

- ・ 収入がある場合は、収入が確認できる
書類を添付
- ・ 「国民年金第3号被保険者届」は不要